

税制上の優遇措置について(寄附金控除)

子ども情報研究センターは、2014年4月「公益社団法人」となりました。

子ども情報研究センターに対するご寄附は、所得税法、法人税法による税制上の優遇措置(寄附金控除)を受けることができます。

確定申告の際には、子ども情報研究センター発行の「寄附金証明書付き領収証」が必要です。

(注)1. 確定申告をしないと税の還付は受けられません。

勤務先などで実施される年末調整では還付の手続きはできません。

2. 他団体等への寄附がある場合は、それらの合算での算出となります。

3. 2014年3月31日以前のご寄附は、対象となりません。

寄附者が個人の場合

【寄附金控除(所得控除)】

計算式:(年間の寄付金合計額※-2,000円)×税率=寄付金控除額

計算式で出た寄付金控除額が課税所得金額等から控除されます。

※年間総所得金額等の40%を限度とする。

【大阪市にお住まいの方(納税義務のある方)】

当センターは、大阪市の条例指定を受けた法人です。

支払った寄附金額に応じて、所得税および個人市民税が一定額控除されます。

確定申告の際に、当法人が発行した受領証明書が必要です。

*平成27年1月1日以降の寄附金が対象となります。

*参考ページ

大阪市ホームページ「都道府県・市区町村が条例により指定した寄附金について」

<http://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000068268.html>

【相続税について】個人が相続財産を公益法人に贈与した場合、非課税となります。

【申告に必要なもの】

- ・確定申告書(サラリーマンは、給与所得者の還付申告書)
- ・源泉徴収票
- ・子ども情報研究センター発行の「寄附金証明書付き領収証」

法人によるご寄附に対する寄附税制について

社会貢献活動・CSRとして、寄附をお考えのみなさん！

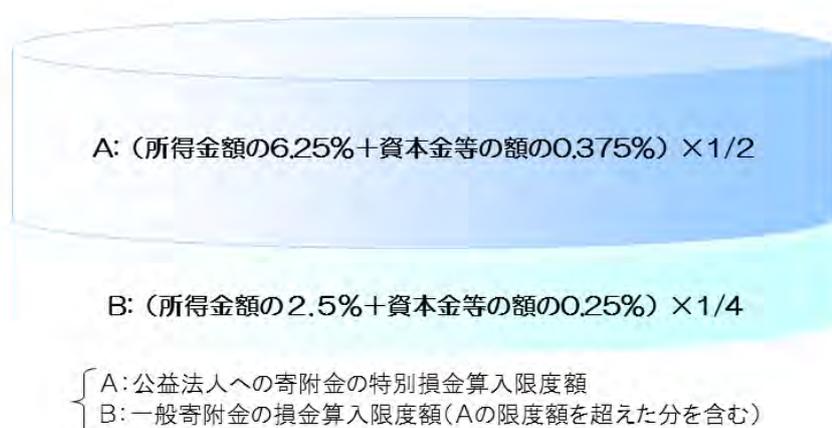
寄附金は、下記の損金算入限度額まで損金に算入できます。

法人税について、法人が支出する寄附金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。このとき、公益法人に対する寄附については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。

【損金算入限度額算式】

(当該事業年度の所得×6.25%+資本金等の金額×3.75%)×1/2

(当該事業年度の所得×2.5%+資本金等の金額×0.25%)×1/4



公益法人 information サイトより

次のご協力は、寄附金控除の対象ではございません。

- ❖ 会費
- ❖ 募金箱へのご寄附
- ❖ 書籍等の購入代金
- ❖ 参加費、保育料、資料代等の負担金

お問い合わせ先

- ❖ 所得税、法人税、確定申告 → 最寄りの税務署、国税庁のホームページ、税理士
- ❖ 個人住民税 → お住まいの都道府県税事務所、または、各市区町村の徴税窓口
- ❖ 当法人へのご寄附についてのご相談、ご質問など
→ 公益社団法人子ども情報研究センター 事務局
info@kojoken.jp または、Tel:06-4708-7087 まで(平日 9:30~17:30)